

## 大阪府立臨海スポーツセンターの管理運営業務協定書

1. 業務名称	大阪府立臨海スポーツセンター管理運営業務
2. 履行場所	大阪府高石市高師浜丁6番1号 大阪府立臨海スポーツセンター（別紙1にて詳述）
3. 納付金額	金65,010,000円 （うち消費税及び地方消費税 金5,910,000円）

大阪府（以下「甲」という。）は、南海ビルサービス株式会社（以下「乙」という。）と、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和59年大阪府条例第9号。以下「本条例」という。）第4条に規定する指定管理者として、大阪府立臨海スポーツセンター（以下「センター」という。）の施設の管理運営に関する協定を令和3年4月1日（以下「本協定締結日」という）に締結する。

両者は、本協定とともに、甲が作成・実施している大阪府立臨海スポーツセンター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に定める事項が適用されることを了解する。

### （総則）

第1条 甲は、センターの管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定する。乙は、この指定を受けて、善良なる管理者としての注意を十分に払い、管理運営業務を行うものとする。

2 乙は、管理運営業務を含み、本協定を履行する場合、本協定の規定、本協定期間中甲が乙に対して随時出する指示、別紙3として本協定書に添付された「管理運営業務の仕様書」（以下「仕様書」という。）、さらには本協定に関連する一切の法規（地方自治法等の法律、関連する条例、規則、通達を含むがこれに限定されない）に従うものとする。

3 前項に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

### （指定期間）

第2条 指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 本協定は、本協定締結日に効力を発し、指定期間の満了により終了する。乙は、満了日に管理運営業務を終了し、再び指定管理者として業務を行わない場合は、センターを甲に対して明け渡さなければならない。

3 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### （主な業務の範囲）

第3条 センターの管理運営における主な業務の範囲は次に掲げる事項とする。

(1) センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務

(2) センターの維持及び補修に関する業務（ただし、別紙4に掲げるリスク分担の範囲に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認めて乙に指示する業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるものとする。

3 センターは、法第244条の2第8項及び第9項に規定する利用料金制を採用しており、乙は、当該利用料金を自らの収入として業務を行うものとする。

(指定管理者の責務)

第4条 乙は、センターに災害が発生したり、センター利用者等に損害が生じた場合には、本協定第35条に規定する管理運営等マニュアルに従い、迅速かつ適切な対応を行うとともに災害・損害状況等を速やかに甲に報告するものとする。また、乙はあらかじめ甲と協議の上、危機管理マニュアル（各施設ごとの名称による）を整備すること。この場合、災害・損害に対応するための費用は、本協定に特段の定めなき限り、乙の負担とする。

2 乙は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(業務を継続できないおそれが生じた場合の対応)

第5条 乙は、管理運営業務を継続することができないおそれが生じた場合には、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

2 前項の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、管理運営業務を継続することができないおそれが生じたときには、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

(電気主任技術者の選任及び届出等)

第6条 乙は、センターの自家用電気工作物の保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任し、所轄庁に届け出るものとする。

2 乙は、センターの自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項（技術基準の遵守）の義務を果たすものとする。

3 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、乙が選任する電気主任技術者の意見を尊重する。

4 乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関し、これらに従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うことを確保する。

5 乙は、電気主任技術者を選任する際に、選任対象者（電気主任技術者）が当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務を、誠実にを行うことを確保する。

(事業計画書等の提出)

第7条 乙は、毎年度、当該事業年度の前年度の3月15日までに事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書（以下「事業計画書等」という。）を書面により甲に提出しなければならない。

2 事業計画書には管理運営業務の実施計画（利用予定者数、利用調整状況、保守点検実施計画等）及び自主事業の実施計画を、収支計画書には管理運営業務及び自主事業の収支計画を、管理体制計画書には組織体制、勤務体制、個人情報保護及び情報公開の体制並びに人権研修計画を記載するものとする。

3 甲は、事業計画書等が提出されたときは、内容を審査し、乙に対し必要な指示をすることができる。

(甲への納付金)

第8条 乙は、別紙5として本協定書に添付された「納付金に関する規定」に従って、甲に対

して各年度毎に納付金を支払うものとする。

(納付方法の取扱い)

第9条 前条に定める各年度の納付金については、乙は、甲に対して当該年度の翌年度の5月末日までに甲が発行する納入通知書に従い、指定する口座に支払わなければならない。

(事業報告書等の提出)

第10条 乙は、当該事業年度の翌年度の6月末日までに事業者としての貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュフロー計算書（以下「計算書等」という。）を提出しなければならない。乙は、計算書等を提出する際、書面により公認会計士の監査結果を併せて提出しなければならない。但し、乙は複数の株式会社による任意団体であることに鑑み、計算書等は乙の構成団体各々の計算書等を提出するものとする。

2 乙は、センターの各年度四半期毎の利用者数、施設利用状況、保守点検実施状況及び収支状況（管理運営業務及び自主事業）を記載した事業報告書を書面により各四半期終了後30日以内に甲に提出しなければならない。

なお、第4四半期の事業報告書には組織体制、勤務体制、個人情報保護及び情報公開の実施状況並びに人権研修の実施状況を記載した管理体制報告書及び就職困難者雇用実績報告書等行政の福祉化に係る報告書を添付するものとする。

3 甲は、管理運営業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第10項の規定により事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、実地調査し、必要な指示をすることができる。

4 乙は、甲が管理運営業務の適正化、効率化を図るために必要と認めたその他の書類について、甲の求めに応じて提出しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第11条 乙は、管理運営業務の遂行に必要な備品、用具、機器、装置、材料等を自己の費用と責任で備えなければならない。

2 前項に基づき乙が購入した備品等は、本協定が終了した後、すべて甲が所有するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が所有するものとすることもできる。

(甲による備品等の貸与)

第12条 別紙6として本協定に添付される「貸与物品リスト」に記載された貸与物品（以下「貸与物品」という。）に限り、甲は乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、各年度9月末日及び3月末日における貸与物品の保管状況を甲に書面により報告しなければならない。

3 乙は、貸与物品が修理可能な範囲でき損、汚損した場合は乙の負担により修理し、常に良好な状態に保つものとする。

4 乙は、乙の故意又は過失により貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

5 乙の故意又は過失によらずして、貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲は自己の判断により当該貸与物品を

補充することができる。なお、乙は、貸与物品を廃棄しようとするときは、文書により事前に甲の承認を得なければならない。

- 6 甲は、甲の発意により備品、用具、機器、装置、材料等を購入し、乙に貸与する場合は、その旨通知するものとする。この場合、本条各号の規定が適用されるものとする。
- 7 本協定が終了した時は、乙は貸与物品を甲の指定する日までに甲の指定する方法で返還しなければならない。

#### (リスク負担)

第13条 管理運営業務に伴うリスク負担については、別紙4のとおりとする。ただし、別紙4に定める以外の事項については甲乙協議により決定するものとする。

- 2 乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の文書による承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合の必要最低限度の維持補修については、事後速やかに甲に文書により報告するものとする。
- 3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認める場合、あるいは公共政策上適切でないと認める場合には、前項の承認をしないことができる。
- 4 乙は、甲の承認による造作その他の費用を乙が投じた場合において、甲に対して買取や返還などの請求権を行使することはできない。
- 5 法令改正により、施設利用者の生命身体の安全を確保するための施設躯体の改修が必要となった場合に限り、改修に要する費用を甲が負担し、その他の必要となった維持補修の場合は、乙が負担する。

#### (賠償責任保険)

第14条 乙は、管理運営業務を開始する日までに、次に掲げる内容と同等以上の保険契約を締結し、指定期間中、当該保険契約に引き続き加入しなければならない。なお、保険契約を締結するにあたり、甲を追加被保険者とするものとする。

##### (1) 施設賠償責任保険

- (ア) 対人賠償1事故につき：10億円、1名につき：5億円
- (イ) 対物賠償1事故につき：5億円

- 2 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、管理運営業務を開始するまでに、保険証券およびその他その内容を証する書面を甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更する場合も、前第1項の規定を満足させる範囲で更新又は変更するものとし、更新又は変更後3営業日以内に更新または変更にかかる保険証券およびその他その内容を証する書面を甲に提出するものとする。

#### (個人情報の保護)

第15条 乙は、管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例(平成8年3月29日大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。)第53条の3の規定及び別記「個人情報取扱特記事項」により情報を取り扱うものとし、本協定第35条に規定する管理運営等マニュアルを整備するものとする。

- 2 乙は、管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理にあたり、漏洩、滅失、毀損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。その管理の失敗については乙が責任を負うものとする。
- 3 乙が第4条に規定する業務に伴い取得した個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人

情報に関して、当該個人情報本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

#### (秘密の保持)

第16条 乙は、管理運営業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らし、又は管理運営業務の執行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

2 乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。その違反については乙が責任を負うものとする。

3 乙は、第1項の秘密に属する管理運営業務内容等が含まれる一切の媒体を他人に閲覧させ若しくは複写させ又は譲渡してはならない。本協定が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却または廃棄するものとする。

#### (文書管理)

第17条 乙は、当該管理運営業務に関し作成する文書について、事務能率の向上に役立つよう常に正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理しなければならない。

2 前項の文書の保存期間等については、大阪府行政文書管理規則（平成14年規則第122号）の規定に準じるものとする。

3 乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、必要な文書を引き継がなければならない。

#### (情報公開)

第18条 乙は、管理運営業務に関し、別紙2「管理運営業務に係る情報の公表の実施に関する要領」に基づき、甲が指定する書類をセンターに備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、本協定書を甲のホームページに掲載するものとする。

#### (人権研修の実施)

第19条 乙は、第7条に規定する人権研修計画について、管理運営業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、大阪府人権施策推進基本方針を参考として作成し、人権研修を行うものとする。

#### (モニタリング（点検）の実施)

第20条 甲は、指定管理者評価委員会の意見を踏まえた評価表を作成する。

2 乙は、甲から示された評価表の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を甲に報告するものとする。

3 甲は、乙から提出された評価表をもとに、各項目ごとの評価及び年度評価を行い、評価結果を指定管理者評価委員会に報告し、対応方針を策定し、次年度以降の事業計画等に反映する。

4 甲は、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況を踏まえた総合評価を行い、指定管理者評価委員会に報告する。

5 甲が行う総合評価結果が最低評価であった場合には、次回の指定管理者選定時における乙の採点評価については「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の

減点率を乗じるものとする。

(利用者満足度調査の実施)

第2.1条 甲と乙は、施設満足度を高めるため協力して、「公の施設等における利用者満足度調査」を実施するものとする。

(審査請求の取り扱い)

第2.2条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、地方自治法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第2.3条 乙は、管理運営業務を実施するために、センターの内装の模様替え等、既存諸施設の形質変更又は新たな施設整備（以下「模様替え等」という。）を行おうとするときは、事前に書面による甲の承認を得なければならない。

2 前項の模様替え等に要する経費は、乙が負担する。

3 乙は、本協定が終了したときは、破損又は汚損した部分及び第1項の模様替え等により変更した箇所を原状に回復するものとし、それに要する経費は、乙の負担とする。ただし、施設等の価値を高めた場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。この場合において、乙は甲に対し、模様替え等による変更箇所等を無償譲渡するものとする。

(甲の指定取消し)

第2.4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理運営の業務又は経理の状況に関する甲の指示に従わないなど、乙による本協定の重大な違反行為が甲によって認められるとき。

(2) 本条例第7条各号に掲げる基準に適合しなくなると甲が認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、諸般の事情を考慮し、公共政策上、乙に継続して管理運営業務を行わせることが困難であると甲が認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部を停止させた場合において、乙が業務を実施した相当部分を超える委託料を甲から受け取っている場合は、当該年度分において超えた部分の委託料を甲に返還するものとする。

3 第1項第3号の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部を停止させた場合（乙の責に帰すべき事由により取り消した場合を除く。）において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(暴力団等の排除)

第2.5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 乙の役員等（乙の法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者、又は、経営に事実上参画している者）が暴力団員であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 乙の役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財政上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により、指定を取消された場合において、第24条第2項を準用する。
- 3 第1項の規定により指定を取消されたときは、乙はそれによって生じた甲の損害の賠償につき、次条の規定を準用する。

#### (損害の賠償)

- 第26条 乙は、センターの管理運営業務の履行にあたり、本協定に違反して、および/または乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。かかる損害には、甲に実際に生じた弁護士費用が含まれる。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

#### (自主事業)

- 第27条 乙は、甲の承諾を得て本施設の設置目的等を損なわない範囲において、乙の責任と費用により、本業務の実施効果を高める付帯的サービスを実施することができる。

#### (第三者への委託の禁止等)

- 第28条 乙は、管理運営業務の全部または主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、管理運営業務の一部(主要な部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。
  - 3 乙は、前項の承諾を得ようとするときは、第三者に委託等を行う業務の内容・範囲、受任者又は下請負人の所在地・業者名・代表者名、契約予定金額その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
  - 4 第2項の場合において、乙は、次に掲げる者を受任者又は下請負人としてはならない。
    - (1) 入札参加停止措置を受けている者(ただし、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く)
    - (2) 入札参加除外の措置を受けている者
    - (3) 役員等、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められる者
    - (4) 役員等、経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
    - (5) 役員等、経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる者
    - (6) 乙の役員等、経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - 5 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例58号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない
  - 6 甲は、乙が第4項各号のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、

乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

(不当な要求に係る報告等)

- 第29条 乙は、契約の履行にあたって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、甲への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- 2 報告・届出は、前項の要領に定める不当介入等報告・届出書により、速やかに、甲に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
  - 3 乙は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
  - 4 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

(指定の辞退等)

- 第30条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、あらかじめ理由を明示した書面により、甲に申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、乙と協議の上、その処置を決定するものとする。

(施設等の利用)

- 第31条 甲は、管理運営業務を遂行するために必要な施設等を、無償で乙に利用させるとともに、乙も、公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

(地位及び権利義務等の継承の禁止)

- 第32条 乙は、指定管理者の地位を第三者に継承させ、譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。
- 2 乙は、前項に規定するもののほか、この協定により生じる一切の権利又は義務を第三者に継承させ、又は譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

(著作権の帰属)

- 第33条 乙が管理運営業務により行った印刷物の刊行、写真撮影等によって生じる著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第15条の規定によるものとする。
- 2 乙は、本契約が終了したときは、自主事業を除き、前項の著作権を著作権法第61条の規定により、同法第27条及び第28条に規定する権利を含めて、甲に無償譲渡するものとし、当然に甲に帰属するものとする。
  - 3 乙は、本業務に従事する自己の使用人その他の関係人に対し、前2項の趣旨を周知し、その同意を得るものとする。



(重要事項の変更の届出)

第34条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第35条 乙は、別紙8に定める管理運営業務に必要なマニュアル（以下「管理運営等マニュアル」という。）を整備し、本契約と同時に甲に提出しなければならない。

2 前項の規定により整備した管理運営等マニュアルに変更が生じた場合も同様とする。

(ネーミングライツ等)

第36条 センターのネーミングライツ（施設の名称又は愛称を付与する権利をいう。）は甲にのみ帰属し、甲がネーミングライツの行使により、当センターの愛称を定めた際には、乙は甲及び甲の契約の相手方と緊密な連携及び協力を行うものとする。

2 乙は、甲が前項以外の広報に関する提案の募集及び許可をした際には、管理運営業務に支障のない範囲内において協力を行うものとする。

(業務の引継ぎ)

第37条 乙は、本協定が終了したときは、管理運営業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、その業務を引き継ぐ者に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。

2 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定するものが管理運営業務に関して業務に係る情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合には、甲の指示に従い引継ぎに協力するものとする。

3 管理運営業務の引継ぎのために要する費用は、乙及びその業務を引き継ぐ者がそれぞれ負担するものとする。

4 第1項に規定する引継ぎにおいて、本協定が終了する日（以下「基準日」という。）の翌日以降の利用に係る利用料金は後任の指定管理者の収入とし、基準日以前の利用に係る利用料金は乙の収入とする。

(所轄裁判所)

第38条 本協定に関する準拠法は日本法とし、本協定に関して紛争が生じた場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協議)

第39条 本協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙において誠実かつ友好的に協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和3年4月1日

(甲) 大阪市中央区大手前二丁目

大阪府

代表者 大阪府教育委員会

教育長 橋本正司

(乙) 大阪市中央区難波五丁目1番60号

南海ビルサービス株式会社

代表者 代表取締役 沼守則幸

(別紙1)

物件の表示

1 名称 大阪府立臨海スポーツセンター

2 物件

(1)所在地 大阪府高石市高師浜丁6番1号

(2)土地 25,695.78㎡

(3)建物 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階

規模 建築面積 10,543.00㎡

延床面積 12,381.27㎡

(4)工作物 門、塔、囲障、築庭 渡り廊下 一式

(5)附帯設備 電気設備、空間設備、衛生設備、特殊設備

3 施設管理区域 別添図面のとおりに



## 管理運営業務に係る情報の公表の実施に関する要領

### 1 目的

この要領は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が行う公の施設の管理運営業務に係る情報について、その公表の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 公表する情報

乙は、次の（1）から（7）に掲げる資料をセンターに備え付け、一般の閲覧に供すること。ただし、大阪府情報公開条例第8条及び第9条に該当すると認められる部分がある場合は、当該部分を削除の上公表する。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 管理体制計画書
- (5) 本協定書
- (6) 各年度の事業報告書
- (7) 各年度の事業計画書

## 管理運営業務の仕様書

### <臨スポ管理運営業務>

- (1) 年間利用計画策定、専用利用に係る各種大会等の誘致  
(専用利用希望票の発送・回収・調整・確定、利用日程調整票の発送・回収)
- (2) 一般利用（一般開放）日の日程決定
- (3) 貸館申込手続き、利用方法諸手続きの説明
- (4) 予約申込み受付業務
- (5) 申請受付使用承認業務
- (6) 利用料金徴収業務
- (7) 利用団体との事前打ち合わせ（行事全体）
- (8) 事前打ち合わせに基づく指示書作成及び業務の実施（担当業務に係るもの）
- (9) 貸館行事の進行管理
- (10) アイススケートリンク管理運営業務（貸靴、券売業務含む。）
- (11) フロア等管理運営業務
- (12) 総合案内業務
- (13) 附帯設備貸出補助及び雑業務
- (14) 広報誌の企画、発行等広報業務
- (15) 臨スポのホームページ作成、更新業務
- (16) 諸設備、体育器具、備品等の管理、点検立会、補修指示等
- (17) 駐車場の運営
- (18) 災害時等の危機管理対応業務
- (19) 大阪府との調査・照会・報告等の調整窓口業務
- (20) 事務室管理運営業務（利用者の受付・苦情対応含む）
- (21) その他臨スポの円滑な管理運営に必要な業務
  - ①鍵の保管及び受け渡しの実施
  - ②第三者の立入工事等の記録
  - ③拾得物、紛失物の処理手続き
  - ④ロッカーの点検確認
  - ⑤開門、閉門
  - ⑥盗難、傷害等の防止及び措置
  - ⑦各室の最終施錠の確認
  - ⑧備品・消耗品の管理保管
  - ⑨日誌等の記録作成報告
  - ⑩その他の雑業務

### <臨スポ施設・設備維持管理業務>

- (1) 電気及び機械設備運転保守管理業務
- (2) 警備保安業務
- (3) 清掃業務（植栽管理含む。）

(4) 設備機器法定点検及び環境衛生業務

(5) 設備機器定期点検業務

(6) 駐車場管理業務

(7) その他円滑な運営に必要な業務

<自主事業>

・施設の空きスペース等を利用した施設活用事業（スポーツ教室等の日程確定、運営）

## 【リスク分担表】○印が、リスク負担者

種類	内容	負担者	
		甲	乙
法令の変更	管理運営業務に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く）		○
金利・物価	金利および物価の変動		○
許認可の取得	管理運営業務に必要な許認可取得の遅延		○
資金調達	必要な資金確保		○
周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○
安全性の確保	管理運営業務における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
管理運営業務および事業の中止・延期	甲の責任による中止・延期	○	
	指定管理者の責任による中止・延期		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	上記以外の場合		○
応募コスト	応募コストの負担		○
引継コスト	前指定管理者からの施設運営の引継ぎおよび指定管理者交代に伴う新指定管理者への引継ぎに必要なコストの負担		○
維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		○
	甲の発意により行う施設・設備・外構の維持補修	○	
	施設・設備・外構の保守点検、法定点検、日常の維持補修及び小規模の災害による維持補修		○
	施設・設備・外構の経年劣化によって必要となる大補修	○	
	指定管理者の責によって必要となる施設・設備・外構の補修		○
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
	大規模な災害（*1）を原因とする施設・設備・外構の補修 第三者による事故等を原因とする施設・設備・外構の補修	○	○
宣伝広告	管理運営業務に関する一切の宣伝・広告費		○
資料の作成	甲の求めによる管理運営業務に関する資料の作成		○
運営の改善	指定管理者評価委員会（*2）の提言等に基づき、甲として運営の改善が必要と決定したものの		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振もしくは利用料収入等収益の減少		○

（\*1）大規模な災害とは、大阪府災害対策本部条例（昭和38年3月27日大阪府条例第2号）による災害対策本部が設置された災害をさすものとする。

（\*2）指定管理者評価委員会とは、大阪府教育委員会において大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会規則（平成24年11月1日大阪府教育委員会規則第20号）により設置した機関である。



(別紙5)

納付金に関する規定

第1 納付金の取扱い

乙が甲に支払う納付金は第2 納付計画のとおりとし、その算定は下表（以下「算定表」という。）のとおりとする。なお、年度毎に次の各号の規定に基づき順次精算を行うものとする。

(単位：千円)

算定表	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総収入 (A)	196,062	196,062	198,615	201,219	201,219
事業収入	151,083	151,083	153,636	156,240	156,240
自主事業収入	41,479	41,479	41,479	41,479	41,479
その他収入	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
総支出 (B)	196,062	196,062	198,615	201,219	201,219
人件費	48,852	50,562	52,332	54,163	56,058
光熱水費	45,573	45,573	45,573	45,573	45,573
消耗品費	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
宣伝広告費	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
通信運搬費	396	396	396	396	396
基本修繕費(*1)	5,016	5,016	5,016	5,016	5,016
委託料	47,962	45,102	44,007	45,000	43,646
公租公課費	10	10	10	10	10
賃貸料	18,175	18,175	18,175	18,175	18,175
その他	20,948	14,068	10,996	10,996	7,925
府への納付金	3,190	11,220	16,170	15,950	18,480
損益 (C=A-B)	0	0	0	0	0

(\*1) 基本修繕費に要する費用として指定管理者募集要項に定めた額。

(1) 各年度の実績における基本修繕費が算定表の基本修繕費(\*1)を下回った場合は、その下回った額を乙が甲に支払う納付金に加算するものとする。

(2) 本協定に基づき、甲が責任を負う休止及び甲の発意によって生じた新たな工事・事業の実施によりセンターを休止（センターの一部施設の休止を含む。）した場合、甲は次の計算式により得た額（影響額）を納付金から減額することができるものとする。

1. センターの全部を休止した場合

過去3カ年平均の総収入 (A)

－ 過去3カ年平均の（管理運営経費＋自主事業経費）(B) = 損益額 (C)

当該年度の総収入 (D)

－ 当該年度の（管理運営経費＋自主事業経費）(E) = 損益額 (F)

(C) - (F) = 影響額 (G)

甲への納付金=当該年度の(納付計画額+上記(1)号)-影響額(G)

2. センターの一部施設を休止した場合

過去3カ年平均の一部休止した施設の総収入(H)

- 過去3カ年平均の一部休止した施設の(管理運営経費+自主事業経費)(I)

= 一部休止した施設の損益額(J)

当該年度の一部休止した施設の総収入(K)

- 当該年度の一部休止した施設の(管理運営経費の+自主事業経費)(L)

= 一部休止した施設の損益額(M)

(J) - (M) = 影響額(N)

甲への納付金=当該年度の(納付計画額+上記(1)号)-影響額(N)

注1) 影響額は、第2 納付計画の当該年度の納付金額を限度とする。

注2) 当該年度と過去3カ年で消費税及び地方消費税の税率が異なる場合は、当該年度の税率に合わせて積算修正することとする。

注3) 当該年度と過去3カ年で条例改正により利用料金の単価が異なる場合は、当該年度の単価に合わせて積算修正することとする。

(3) 各年度の実績における総収入額が総支出額を上回った場合は、次のaからcの該当する区分に応じて、右欄の計算により、一定の割合を当該年度の乙が甲に支払う納付金に加算するものとする。

当該年度の利益額	甲の納付金に加算する額
a 500万円以下の場合	利益額の50%
b 500万円を超え、1,000万円以下の場合	250万円+(500万円を超え、1,000万円までの利益額の20%)
c 1,000万円を超える場合	350万円+(1,000万円を超える利益額の5%)

第2 納付計画

年度	納付金	納付時期
令和3年度	3,190,000円	翌年度の5月
令和4年度	11,220,000円	翌年度の5月
令和5年度	16,170,000円	翌年度の5月
令和6年度	15,950,000円	翌年度の5月
令和7年度	18,480,000円	翌年度の5月

## 貸与物品リスト

番号	品種名称	品目名称	商品名	規格	数量	備考
A1	家具什器類	卓子類	会議机		27	
A2	家具什器類	卓子類	会議机		8	
A3	家具什器類	卓子類	会議机		5	
A4	家具什器類	卓子類	平机		1	No.60064010000
A5	家具什器類	卓子類	演卓		1	No.60056680000
A6	家具什器類	卓子類	会議テーブルセット		1	
B1	家具什器類	椅子類	応接用椅子		2	
B2	家具什器類	椅子類	パイプ椅子(折りたたみ式)		368	
C1	家具什器類	戸棚類	食器棚		1	
C2	家具什器類	戸棚類	更衣ロッカー		88	
C3	家具什器類	戸棚類	書棚		6	
C4	家具什器類	戸棚類	サイドボード		1	
C5	家具什器類	戸棚類	コインロッカー	脚内田洋行 2列5段1-302-0503	8	
D1	家具什器類	箱類	金庫		1	
D2	家具什器類	箱類	キーケース		1	
E1	家具什器類	台類	ベッド		2	
E2	家具什器類	台類	アンプ台		1	
E3	家具什器類	台類	機械台		1	
E4	家具什器類	台類	シンク台		3	No.60064670000 No.60064680000 No.60064690000
F1	家具什器類	厨房器具	湯煎器		1	No.60063680000
G1	家具什器類	冷暖房器具	ガスファンヒーター		5	
G2	家具什器類	冷暖房器具	冷暖房機一式		1	
G3	家具什器類	冷暖房器具	扇風機		3	
H1	家具什器類	運動及び娯楽用具	マット		72	
H2	家具什器類	運動及び娯楽用具	卓球台		46	
H3	家具什器類	運動及び娯楽用具	卓球台		10	
H4	家具什器類	運動及び娯楽用具	審判台		10	
H5	家具什器類	運動及び娯楽用具	踏切板		5	
H6	家具什器類	運動及び娯楽用具	とび箱		5	
H7	家具什器類	運動及び娯楽用具	バスケットボール台		2	No.60075260000 No.60075270000
H8	家具什器類	運動及び娯楽用具	バスケットボール台(1対)	セノー社製DA0321	1	No.100068140000
H9	家具什器類	運動及び娯楽用具	ハンドボール大型表示器		1	No.60075510000
H10	家具什器類	運動及び娯楽用具	アマチュアレスリングマット		1	No.60075490000
H11	家具什器類	運動及び娯楽用具	平均台		10	
H12	家具什器類	運動及び娯楽用具	テニスボール整理台		2	
H13	家具什器類	運動及び娯楽用具	テニス支柱		5	

番号	品種名称	品目名称	商品名	規格	数量	備考
H14	家具什器類	運動及び娯楽用具	バレーボール支柱		6	
H15	家具什器類	運動及び娯楽用具	バレーボール支柱		1	
H16	家具什器類	運動及び娯楽用具	卓球用防球フェンス		40	
H17	家具什器類	運動及び娯楽用具	トランポリン		4	
H18	家具什器類	運動及び娯楽用具	アイスホッケーゴール		1	
H19	家具什器類	運動及び娯楽用具	スポーツ用ヘルメット	シルバーフォックス プロテクターヘルメット SC110	20	
H20	家具什器類	運動及び娯楽用具	6人制バレーネット	カネヤ・K-185DY	3	
H21	家具什器類	運動及び娯楽用具	フットサルゴールネット	カネヤ・K-1272	4	
H22	家具什器類	運動及び娯楽用具	アイススケート靴		2,000	
H23	家具什器類	運動及び娯楽用具	卓球サポートセット		15	
I1	家具什器類	その他器具類	傘立て		8	
I2	家具什器類	その他器具類	鏡		4	
I3	家具什器類	その他器具類	残留塩素測定器		2	
I4	家具什器類	その他器具類	除湿機一式	日立製 RK-NP4LTV	1	
I5	家具什器類	その他器具類	給湯器一式	ノーリツ製 MBX-9000	1	
家具什器類計					2,816	
J1	機械器具類	農工器具類	ドリル		1	
J2	機械器具類	農工器具類	研磨機		1	
K1	機械器具類	通信器具類	ワイヤレスマイク		4	
K2	機械器具類	通信器具類	ワイヤレスアンプ		1	
K3	機械器具類	通信器具類	ワイヤレスアンプ・マイクセット	ユニベックス㈱製 300MHz帯ポータブルワイヤレスアンプ WA-362DA・DU-350・WM-3000A	1	
K4	機械器具類	通信器具類	ワイヤレスアンテナ		4	
K5	機械器具類	通信器具類	筐型スピーカー		2	
K6	機械器具類	通信器具類	カメラ		1	
K7	機械器具類	通信器具類	音響用ミキサー		1	
L1	機械器具類	計器測量器具	産業用機器μR20000記録計	入力点数6打点、記録周期10秒、表示内容:デジタル横河電機株式会社製 4371 06-1	1	No.70155500000
M1	機械器具類	医療器具類	自動体外式除細動器(AED)	日本光電工業(株)製 AED-2100-V	1	No.140051180000
M2	機械器具類	医療器具類	自動体外式除細動器(AED)		1	
M3	機械器具類	医療器具類	サーマルカメラ		2	
機械器具類計					21	
N1	車両類	軽車両類	手押車		12	
N2	車両類	軽車両類	椅子収納用台車		2	
車両類計					14	
O1	雑品類		フロアシート		73	
O2	雑品類		遮光カーテン一式		1	
O3	雑品類		ITV装置一式		1	
O4	雑品類		据置鉛蓄電池		54	
雑品類計					129	
総合計					2,980	

(28条関係 指定管理者⇒大阪府)

誓 約 書

私は、大阪府立臨海スポーツセンター管理運営業務協定書を締結するに当たり、下記の内容について、誓約致します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

私は、大阪府と、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び〇〇センター設置条例（以下「条例」という。）第〇条に規定する指定管理者として、大阪府立〇〇センター（以下「センター」という。）の施設の管理運営に関する協定を締結するに際して、大阪府暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。また、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に関する規則により指定された入札参加除外者又は誓約書違反者ではありません。	はい・いいえ
私は、大阪府暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪府から大阪府警察本部に提供されることに同意します。	はい・いいえ
私が本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に関する規則第 6 条各項に基づき、公表することに同意します。	はい・いいえ
私は、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に関する規則により指定された入札参加除外者又は誓約書違反者を、大阪府暴力団排除条例第 10 条に規定する下請負人等として使用しません。	はい・いいえ
私が大阪府暴力団排除条例第 10 条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪府に提出します。なお、当該下請負人等が誓約書を提出しない場合は、同者と当該下請負契約を締結しません。	はい・いいえ
私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明し、大阪府から下請負契約の解除を求められた場合は、ただちに解除いたします。	はい・いいえ
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等及び同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	はい・いいえ

令和 年 月 日

大阪府教育委員会教育長 様

住所 (所在地)

名称 (団体名)

氏名 (代表者)

※代表法人、その他の構成員のいずれも記名すること

(28条関係 下請け業者⇒指定管理者)

誓 約 書

私は、大阪府立臨海スポーツセンター指定管理者からの契約を受注するに当たり、下記の内容について、誓約致します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

私は、指定管理者からの工事等を受注するに際して、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。また、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に関する規則により指定された入札参加除外者又は誓約書違反者ではありません。	はい・いいえ
私は、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪府から大阪府警察本部に提供されることに同意します。	はい・いいえ
私が本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に関する規則第6条各項に基づき、公表することに同意します。	はい・いいえ
私は、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に関する規則により指定された入札参加除外者又は誓約書違反者を、大阪府暴力団排除条例第10条に規定する下請負人等として使用しません。	はい・いいえ
私が大阪府暴力団排除条例第10条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪府に提出します。なお、当該下請負人等が誓約書を提出しない場合は、同者と当該下請負契約を締結しません。	はい・いいえ
私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明し、大阪府から下請負契約の解除を求められた場合は、ただちに解除いたします。	はい・いいえ
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	はい・いいえ

令和 年 月 日

大阪府知事 様

住所 (所在地)

名称 (団体名)

氏名 (代表者)

## 管理運営等マニュアル

危機管理対応マニュアル
・緊急時における110番への通報、緊急時における119番への通報、施設毎の停電・地震・火災・台風対応、テロ対応、災害時における館内放送、盗難対応、苦情対応、不審者・不審物対応、緊急連絡体制・緊急連絡網
個人情報保護マニュアル
・責任体制の整備、作業責任者等の届出、教育の実施、派遣労働者等の利用時の措置、個人情報の適正管理、収集の制限、目的外利用・提供の禁止、複写・複製の禁止、資料等の返還等、廃棄、調査、事故発生時における報告
利用料金の還付・減免の基準
・還付基準、減免基準、障がい者団体利用対応、スケート割引券の実施
施設利用対応マニュアル
・専用利用・一般団体利用、スポーツ教室、卓球台開放、スケート貸靴、氷上ソリ貸出
施設設備管理業務マニュアル
・設備管理業務・施設運営業務・設備点検表
その他
・乙は、上記のほか管理運営業務に必要な諸規則を整備した場合は、甲へその内容を届け出るものとする。

(別記)

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (作業責任者等の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。
- 3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

### (秘密の保持)

第4 乙は、この協定による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

### (教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

### (再委託)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による事務の一部を第三者に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 2 甲は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

### (派遣労働者等の利用時の措置)

第7 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (個人情報の適正管理)

第8 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札(氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの)の着用



- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

#### (収集の制限)

第9 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第10 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第11 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による事務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還等)

第12 乙は、この協定による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この協定終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (廃棄)

第13 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

#### (調査及び報告)

第14 甲は、乙が協定による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

#### (事故発生時における報告)

第15 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### (指定の取消し)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、指定を取り消すことができるものとする。

#### (損害賠償)

第17 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

**第6第2項関係 甲が再委託を承諾する場合に付する条件**

- (1) 乙は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、乙は、再委託先に本協定に基づく一切の義務を順守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 乙は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3)の場合、乙は、甲自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(注) 再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

**第8 (1) 関係 個人情報管理台帳 (例)**

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、FDO○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。